

殿軍のいない防災避難計画

1. 東電刑事裁判

東電刑事訴訟の裁判の公判が、2017 年 6 月 30 日を第一回として東京地裁で行われてきた。その主たる作業は証人尋問にあり、事故原因となった津波が予見可能であったか、予見されたとして有効な対策を行うことができたか、という点を焦点として、その解明の努力が重ねられてきた。証人尋問は 2018 年 10 月 30 日の第 33 回の勝俣元会長を最後として一段落した。

福島原発事故直後から、「津波は想定外で、事故原因は不可抗力の天災であった」という説明が、東電はもとより、政府からも流布されてきた。マスコミもほとんどがそれに従属してきた。ときおり、それに対する反証が心ある記者・ライターの手で発掘されてきたが、政府事故調や国会事故調の調書が退蔵されてしまい、客観的な情報が市民から隠蔽されてきた。その結果、市民たちもいく分の疑いを懐きながら、「仕方がなかったのかも」とあきらめの気持ちに流されてきた。

しかし、精力的に実施された証人尋問の中で、地震調査研究本部の地震・津波専門家たちが明確に福島第一サイトに高い津波が来るという予想を立て、東電社内や系列の日本原電社内の土木・建築担当者たちが具体的に 15.7m（福島第一で）の津波来襲に備えた対策を立てていたことを詳らかにしてきた。東電と情報を共有していた東海第二では津波対策が完了していて過酷事故を回避でき、東電は経営判断によって対策を先送りしたので過酷事故に至った、という経緯が明瞭に示された¹。

2. 事故時の避難弱者の大量死

もう一つの重大な問題として、双葉病院から避難命令に従って避難した患者さんたちの中から 44 人もの死者が出た経緯がこの一連の証人尋問の過程で明らかになった。

2018 年 9 月 18 日と 19 日に、第 26 回・27 回公判が開かれ、18 日には医療関係者、自衛隊や福島県職員、警察関係者など、およそ 20 人分の詳細な供述調書が読み上げられ、高線量の中で行われた過酷な避難の過程が明らかにされた。19 日には、双葉病院に勤務されていた医師とケアマネージャーの証人尋問が行われ、亡くなった患者さんたち 44 人

¹ 海渡雄一『東電刑事裁判で明らかになったこと』彩流社、2018 年 10 月 30 日

「寄り合い所帯のもたれあい」『筒井新聞』第 344 号

<http://tsutsuinews.html.xdomain.jp/344/344-3.pdf>

の死亡原因についての医師の診断書やご遺族の調書などが読み上げられた。

双葉病院は福島第一原発から 4.5km の至近距離に位置し、事故時には寝たきり状態の高齢患者が 338 人、隣接する同系列の介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」には 98 人の入所者がいた²。

避難に関連する出来事を時系列で摘記すると次のようになる³。

12 日午前 5 時ごろ：政府、原発から半径 10 km 圏内に避難指示

12 日午後 2 時ごろ：第 1 陣避難 バス 5 台で双葉病院の入院患者 209 人が、避難を開始する。入院患者 129 人とドーヴィル双葉の入所者 98 人が取り残される。

14 日午前 10 時半：第 2 陣避難 自衛隊第 12 旅団輸送支援隊が双葉病院鈴木院長やドーヴィル双葉施設長とケアマネージャーらと協力して、双葉病院患者 34 人とドーヴィル双葉入所者 98 人を乗せ、相双保健所に向けて搬送を開始した。

14 日午前 12 時ごろ：自衛隊第 12 旅団輸送支援隊が相双保健所に到着したが、受け入れを拒否される。このあと、午後 3 時ごろに相双保健所を出発し、約 5 時間かけて、いわき光洋高校体育館に午後 8 時ごろに到着した。この時点で 8 人の死亡が確認された。

14 日午後 9 時 58 分：双葉病院に詰めていた双葉署副署長は双葉署緊急対策室から、「一時現場を離脱せよ」との指示を受け、鈴木院長と、ドーヴィル双葉の施設長、ケアマネージャーの 3 人とともに、川内村まで退避した。

14 日午後 10 時 10 分：福島県警災害警備本部は双葉署副署長に、「緊急の危険性はないので、救助活動を継続せよ」と指示し、同副所長らは双葉病院付近に戻ったが、自衛隊のすべての車両がいなくなり、あたりには自衛隊の資機材が散乱しているの

を見て、「ただ事ではない」と考え、再び川内村まで退避し、救助の自衛隊を待つと県警備本部へ連絡した。しかし、この情報は自衛隊には伝達されず、双葉署副署長と院長らは自衛隊と合流することができなかった。

15 日午前 9 時ごろ：第 3 陣避難 自衛隊東北方面総監部統合任務部隊が患者避難を開始した。しかし、11 時ごろには放射線量急上昇のために患者 47 人を避難させた段階で継続を断念し、双葉病院を離れた。

15 日午前 11 時半ごろ：第 4 陣避難 第 12 旅団衛生隊が双葉病院に到着し、病院内に残留していた 7 人を救助し、12 時 15 分には搬送を開始し、司令部に対して「救助は終了した」と報告した。しかし、この時点で、別棟に 35 人の患者が残されていたが、先発隊と合流して情報交換することができなかったので残留者の存在に

² 海渡雄一、前掲書、p.13

³ 海渡雄一、前掲書、p.14

気づかなかった。第 3 陣と第 4 陣の患者たちは伊達ふれあい総合センターに搬送されたが、搬送完了時に 2 人の死亡が確認された。

16 日午前 0 時 35 分ごろ：第 5 陣避難 病院別棟から残留していた患者 35 人の救助を開始した。この 35 人は、霞ヶ城公園およびあづま総合運動公園に搬送されたが、搬送完了時に 5 人の死亡が確認された。

大地震が襲い、停電、断水が起き、地震が収まったのちも、懐中電灯やろうそくの明かりで、病院に残された医師や看護師らは、点滴の交換やタンの吸引、トイレ介護などを不眠不休で行ったということであった。

筆者は警察や自衛隊が突発の事態に際して行った活動に敬意を惜しまないが、ここではこれらの組織のルールが、原発避難に必要な活動をカバーしていないことを問題にしたい。

警察や自衛隊は、事故の成り行きによって、患者を高濃度汚染地帯に置いたまま自分たちが避難したり、避難支援活動を見合わせたり、ある時は院長や病院スタッフに避難を命じたりしている。そのために、3 月 14 日夜には自衛隊が全員退去し、警察がわずかに残った 3 人の病院スタッフに川内村へともに退避することを命じ、多くの患者たちが誰も世話する人がいない状態で取り残されてしまった。

これは深刻な問題をはらんでいる。現在各原発地元自治体や県が定めている「緊急時避難計画」の中には「殿軍」を置くことを規定していない（「殿軍」の意味については文末を参照）。線量が高くなると、自治体職員・自衛隊・警察が真っ先に逃げる（もっともひどかったのはオフサイトセンターにいた中央政府職員が真っ先に福島県庁へ避難したことである）。しかも警察は、病院のスタッフにも一時的にしろ川内村への避難を命令している。そうすると、平常時はケアを受けている患者たちが、非常時にはケア無しで見捨てられることになる。日本の行政機構は「殿軍」を設けない。かつて満州の関東軍がいち早く逃げたように、特別に危険な状況に立ち向かうのが任務の行政職員たちも、住民たちを放置して（自分たちが持っている情報を住民たちに伝えることも拒否して）われ先に逃げる。この人々に業務として「殿軍」を命じるには、法令にきちんとした定めを記載しなければ、非常時の役目を頼めない。

現在、平時において各所の原発近傍で「防災避難訓練」が行われているが、「殿軍」を置いていない。したがって、実際に過酷事故が発生すると福島で起こったと同じことが繰り返される。法令に「殿軍」を規定しない「防災避難計画」は、官庁職員にとっても、住民にとっても協力関係が築けない。これは致命的な法令上の欠陥である。

あるいは、行政職員に殿軍を頼めないというのであれば、緊急避難を要する 30 km 圏内に入院患者を受け入れる病院を設置しないという法律を作って、そもそも移動に介護を要する人々を 30km 圏内に置かない社会システムを作らなければならない。

3. 原発運転員の退避問題

福島原発事故時には、3月14日の夕刻から15日にかけて、現場運転員の退避問題が発生した。2号機の冷却機能が働かず、原子炉圧力が徐々に上昇して爆発の危険が危惧されたからである。東電の清水社長は、政府閣僚に現場退避の承認を求め、菅首相が承認を拒否した。しかし、東電は独自の判断をし、翌15日の朝に、総勢720人いた中の650人がバスで福島第二原発サイトへ避難した。その結果、15日の午前7時20分から11時25分までの約3時間にわたって、プラントデータの記録すらできていない状況になっていた。事故対応が事実上放棄された状態になったのである⁴。

この問題を朝日新聞が報じたところ、誤報であるという非難が政府をはじめ各方面から浴びせられて、ついには朝日新聞社の社長が交代する騒ぎになった。しかし、原発の面倒を見る「殿軍」を置くことができないのなら（そして、現在もそういう制度上の決定はなされていない）、原発は運転してはいけないという結論しかありえない。

「殿軍」の意味：

殿軍（でんぐん）は、戦国時代の戦いの際に、敗色濃厚な時、大将を死なせないためにしんがりを務めて時間稼ぎの防戦をする部隊。

有名な例としては、関ヶ原で島津義弘が戦場から逃亡する際に「捨て奸（がまり）」となった家臣の一団や、織田信長軍が朝倉勢と闘うために金ヶ崎城を攻めた際、背後の浅井勢が朝倉方につき袋のネズミとなるのが分かって慌てて退却する際、秀吉が殿軍を務めて名を挙げた、という逸話が残っている。

撤退作戦における大規模な救出に成功した例としては、ダンケルク撤退作戦がある。第2次世界大戦初期1940年5月27日から6月4日にかけて、ドイツ軍の猛攻下の連合軍を、ダンケルク付近から英仏海峡を超えてイギリス本土に撤退させた作戦。大小の民間船を含む850隻の船舶を動員して、ドイツ軍の空陸からの猛攻撃下、8日間で33万8000人を乗船撤退させた⁵。

⁴ 海渡雄一、前掲書、p.20

⁵ 前原透、『世界大百科事典』平凡社、1988年、p.17-464